

令和6年9月3日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

- 1 改正理由
世田谷区立下本宿南広場を廃止するため、世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する。
- 2 改正内容
世田谷区立身近な広場条例第4条別表第1から、次の項を削除する。

(名 称)	(位 置)
世田谷区立下本宿南広場	世田谷区北烏山五丁目19番17号
- 3 施行予定日
公布の日より施行
- 4 条例改正新旧対照表
別紙のとおり
- 5 廃止理由
当該広場は、土地を借りて平成4年から開園している。今回、所有者より返還の申し出があったため、身近な広場を廃止する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立身近な広場条例 平成7年3月10日条例第19号</p> <p>改正 平成7年6月21日条例第45号 ～省略～ 令和5年6月27日条例第53号 <u>令和6年10月1日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立身近な広場条例 世田谷区立児童遊園条例（昭和34年3月世田谷区条例第7号）の全部を改正する。</p> <p>目次 第1章 広場の設置等（第1条—第4条） 第2章 広場の管理（第5条—第8条） 第3章 身近な広場施設の設置等（第9条・第10条） 第4章 広場の占用（第11条・第12条） 第5章 雑則（第13条—第23条）</p> <p>附則 附 則 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に、広場に相当する世田谷区立児童遊園、遊び場及び小広場に関し、この条例による改正前の世田谷区立児童遊園条例の規定その他の規程等によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 3 世田谷区立公園・児童遊園建設等基金の設置及び管理に関する条例（昭和54年3月世田谷区条例第13号）の一部を次のように改正す</p>	<p>○世田谷区立身近な広場条例 平成7年3月10日条例第19号</p> <p>改正 平成7年6月21日条例第45号 ～省略～ 令和5年6月27日条例第53号</p> <p>世田谷区立身近な広場条例 世田谷区立児童遊園条例（昭和34年3月世田谷区条例第7号）の全部を改正する。</p> <p>目次 第1章 広場の設置等（第1条—第4条） 第2章 広場の管理（第5条—第8条） 第3章 身近な広場施設の設置等（第9条・第10条） 第4章 広場の占用（第11条・第12条） 第5章 雑則（第13条—第23条）</p> <p>附則 附 則 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に、広場に相当する世田谷区立児童遊園、遊び場及び小広場に関し、この条例による改正前の世田谷区立児童遊園条例の規定その他の規程等によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 3 世田谷区立公園・児童遊園建設等基金の設置及び管理に関する条例（昭和54年3月世田谷区条例第13号）の一部を次のように改正す</p>

改正後	改正前																												
<p>る。</p> <p>題名中「児童遊園」を「身近な広場」に改める。</p> <p>第1条中「世田谷区立児童遊園」を「世田谷区立身近な広場」に、「世田谷区立公園・児童遊園建設等基金」を「世田谷区立公園・身近な広場建設等基金」に改める。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>附 則（令和5年6月27日条例第53号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第1条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和6年10月1日条例第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 世田谷地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </table> <p>2 北沢地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </table> <p>3 玉川地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </table> <p>4 砧地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	<p>る。</p> <p>題名中「児童遊園」を「身近な広場」に改める。</p> <p>第1条中「世田谷区立児童遊園」を「世田谷区立身近な広場」に、「世田谷区立公園・児童遊園建設等基金」を「世田谷区立公園・身近な広場建設等基金」に改める。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>附 則（令和5年6月27日条例第53号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第1条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 世田谷地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </table> <p>2 北沢地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </table> <p>3 玉川地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </table> <p>4 砧地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置
名称	位置																												
～省略～	～省略～																												
名称	位置																												
～省略～	～省略～																												
名称	位置																												
～省略～	～省略～																												
名称	位置																												
名称	位置																												
～省略～	～省略～																												
名称	位置																												
～省略～	～省略～																												
名称	位置																												
～省略～	～省略～																												
名称	位置																												

改正後		改正前	
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
5 烏山地域		5 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立北烏山一丁目 広場	東京都世田谷区北烏山一丁目39番 8号	世田谷区立北烏山一丁目 広場	東京都世田谷区北烏山一丁目39番 8号
		<u>世田谷区立下本宿南広場</u>	<u>東京都世田谷区北烏山五丁目19番 17号</u>
世田谷区立千駄山広場	東京都世田谷区北烏山一丁目5番 3号	世田谷区立千駄山広場	東京都世田谷区北烏山一丁目5番 3号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	